

2 その他の事業報告

(1) 青少年問題協議会

青少年問題協議会

大田区青少年問題協議会とは、大田区における青少年問題に関する総合政策の樹立につき必要な事項を調査審議し、その実施に必要な関係行政機関に対し、意見を具申することを運営の基本としています。

令和6年度は、「次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査項目について」をテーマに、青少年問題協議会を構成する委員の方々から意見をいただきました。

なお、大田区青少年問題協議会での議論の概要は以下のとおりです。

【令和6年度の年間テーマ】

「次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査について」

第1回

日 時	令和6年7月10日（水） 午後2時～午後3時30分
概 要	① 少年非行の概況について ② 令和5年度青少年問題協議会の実績報告について ③ 大田区子ども・若者計画の令和5年度実績報告及び本計画の推進について ④ 次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査項目について意見交換

第2回

日 時	（書面会議） 開催通知及び資料等の送付：令和6年9月19日（木） 回答書提出期限：令和6年9月30日（月）
概 要	次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査アンケート（案）のアンケート項目について

第3回

日 時	令和7年2月10日（月） 午後2時～午後3時30分
概 要	① 次期大田区子ども・若者計画の策定について ② 次期大田区子ども・若者計画策定に向けた区民意向調査結果について意見交換

(2) 青少年対策地区委員研修

青少年対策地区委員研修会

青少年健全育成事業に関する新たな知識やノウハウを学ぶとともに、各地区委員会間の情報交換を行い地区委員会活動の活性化を図るため、研修を実施しました。

東京都事業を活用し、講師の経験に基づく食を通じた居場所づくりから、地区の行事や活動において、様々な背景や特性をもつ子どもたちの誰もが参加し、楽しむことができる事業、地域ぐるみで子どもたちを見守る「多様性のある」の居場所をつくることについて、学びました。またグループワークでは地区委員会委員同士の活発な意見交換が行われ、「多様性のある」の居場所をつくることなどを考えるきっかけとなりました。

- 【日 時】 令和6年7月6日（土）10時～12時
【会 場】 池上会館 集会室
【参加者】 68名
【内 容】 講演：『「多様性」のある居場所づくり』
講師：平野 覚治 氏
（東京都「地区委員会アドバイザー派遣」事業派遣講師
一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事／
社会福祉法人ふきのとうの会 理事長／
地域活性化伝道師）

青少年対策地区委員会 会長・副会長宿泊研修

青少年対策地区委員会の会長・副会長を対象に、青少年健全育成事業の参考となる事例及び施設の見学や、各地区委員会間の交流・情報交換を行うことにより、地区委員会活動がより充実したものになるよう、宿泊研修を実施しました。見学先の南アルプス市「エコパ伊奈ヶ湖」では、共生するいきものについてバードコールづくりを通じて学んだり、自然とふれあい体験をすることができる施設を見学し、地区委員会活動の参考とすることができました。

- 【実施日】 令和6年11月23日（土）～24日（日）
【見学先】 南アルプス市「エコパ伊奈ヶ湖」
山梨県立科学館、愛宕山こどもの国
【宿泊先】 シャトレゼホテル石和
【参加者】 35名



（３）青少年を取り巻く環境の整備

「東京都青少年健全育成協力員」制度

この制度は、東京都青少年の健全な育成に関する条例に基づき、書店、コンビニエンスストア、ビデオ・DVDソフト店等の販売店・レンタル店等で指定図書類や表示図書類の包装、区分陳列がより適正に行われているかを調査し、その結果を東京都に報告するもので平成16年度より始めました。

大田区では、区内18地区の青少年対策地区委員の方に協力員になっていただき、区内のコンビニエンスストア等を訪問し、指定図書類の有無等を確認していただいています。

協力員の地道な活動により、書店・コンビニ店等での区分陳列に対する意識が高まっていますが、今後も活動を継続していくことが求められています。

また、協力員による調査により特に問題があると考えられる販売店等には、都の職員が重点的に再度調査し、注意・指導を行っています。

秋のこどもまんなか月間

こども家庭庁ではこどもや子育て世帯を社会全体で考える機運をさらに醸成すべく、11月を「秋のこどもまんなか月間」とし、その取り組みのひとつである「子供・若者育成支援推進強調月間」では、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、関係省庁、地方公共団体及び関係団体とともに諸事業、諸活動を集中的に実施しています。

大田区では、この強調月間中に、区内の書籍・ビデオ等取扱店主の皆様へ宛てて、大田区長及び大田区青少年対策地区委員会会長会会長連名による「不健全図書等の販売等自粛及び陳列に関する要請書」を区ホームページに掲載しています。